

監査報告書

公立学校共済組合岩手支部
支部長 佐藤 一 男 様

監査員 伊藤 誠規
監査員 長谷部 辰
監査員 高橋 輝久

地方公務員等共済組合法施行規程第 171 条及び公立学校共済組合運営規則（以下「運営規則」という。）第 54 条の規定に基づき、公立学校共済組合岩手支部及び公立学校共済組合盛岡宿泊所の定期監査及び臨時監査を実施したので、運営規則第 57 条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 監査年月日

令和 7 年 5 月 3 0 日（金）

2 監査対象期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで（定期監査及び臨時監査）

3 監査事項

令和 6 年度岩手支部及び盛岡宿泊所に係る公立学校共済組合運営規則第 54 条第 2 項に基づく定期監査及び臨時監査

4 監査の結果の概要

各経理の元帳及び証ひょう書類等を照合、精査した結果、適正に処理されていることを認める。

また、令和 6 年度事業は計画どおり実施されていることを確認した。また、それに伴う予算の執行は適正であったことを認める。

宿泊施設においては、経常損益がプラスに転じることを期待する。その方法のひとつとして、利用補助の回数上限の引き上げや手続きの簡略化の検討を望む。

5 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項

なし

6 文書をもって注意しなければならない事項

なし

7 その他参考事項

なし